

きょうと府内定着等推進事業 募集案内

1 事業の目的

大学等が京都府内市町村又は京都府に事業所を置く企業・団体と連携し、京都府内全体をキャンパスとして、当該市町村又は企業・団体との課題解決に取り組む大学等の教育・研究活動等の事業を支援します。

2 補助対象事業

補助対象事業名	補助対象事業	事業要件
地域連携PBL (Project Based Learning) ※1	京都府地域共創大学連携会議の構成団体又はオブザーバーである大学、大学院及び短期大学が市町村と連携し、当該市町村の課題解決に取り組む大学等の授業や研究活動等 ※2	①大学等の教員が指導教員として参画するものであること ②学生が連携先においてフィールドワークを実施するものであること
企業連携PBL (Project Based Learning)	京都府地域共創大学連携会議の構成団体である大学、大学院及び短期大学が企業・団体と連携し、当該企業・団体の課題解決に取り組む大学等の授業や研究活動等	①大学等の教員が指導教員として参画するものであること ②学生が連携先においてフィールドワークを実施するものであること

※1 地域の豊かな子育て環境の創出を図るため、大学等が市町村と連携し、子どもの居場所や親子の交流の場などに出向き、子どもの夢や希望を育む事業を子育て重点枠として募集します。

※2 京都府地域共創大学連携会議の構成団体でない大学等については、当該会議のオブザーバー加入申請書を別途提出いただきます。(事前に御相談ください。)

3 補助金の額

次に掲げる額を比較していずれか少ない方の額となります。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てとします。

- (1) (補助対象経費+負担相当額-寄付金その他の収入額※) × 1/3
- (2) 補助限度額 (100万円)
- (3) 補助対象経費
- (4) 連携先の負担相当額+連携先から補助を受けた金額

※連携先から補助を受けた金額は除きます。

4 補助対象経費

経費区分	内容及び基準等
賃金	臨時に雇用した者の賃金
報償費	指導又は助言等を得るための専門家等に対する謝金等
旅費	専門家等に対する交通費・宿泊料 調査、会議への出席等に要する交通費・宿泊料 学生のフィールドワーク実施に要する交通費、宿泊料 等
使用料及び賃借料	会議室等の使用料及び学生活動に係る施設の賃借料等
委託料	事業のコーディネート等に係る委託等
備品購入費	学生活動拠点等で使用する備品等
諸経費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料
その他	知事が特に必要と認める経費

<備考>次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費としない

- ・補助事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- ・食糧費

5 負担相当額

補助対象事業名	項目	主体	備考
地域連携 P B L	教職員労務費	大学等	・担当教職員の基本給月額を時給換算（月 20 日、1 日 8 時間で換算）し、事業に要する時間数を乗じて得た額
	事業関係団体等への補助金支出	市町村	・事業実施に当たり、関係団体等へ補助金等支援を行う金額
	その他	大学等又は市町村	・市町村が当該事業実施に当たり直接執行することが見込まれる金額 ・市町村所有の施設、設備等の使用に際し使用料等減免に要する金額又は無料の場合は使用料相当額 等
企業連携 P B L	教職員労務費	大学等	・担当教職員の基本給月額を時給換算（月 20 日、1 日 8 時間で換算）し、事業に要する時間数を乗じて得た額
	社員労務費	企業・団体	・時給単価に対し、事業に要する時間数を乗じて得た金額 ※
	事業関係団体等への補助金等支出	企業・団体	・事業実施に当たり、関係団体等へ補助金等支援を行う金額
	その他	大学等又は企業・団体	・企業・団体が当該事業実施に当たり直接執行することが見込まれる金額 ・企業・団体所有の施設、設備等の使用に際し使用料等減免に要する金額又は無料の場合は使用料相当額 等

※令和 4 年度の時給単価については、2,602 円とします。

6 補助対象期間

交付決定日から令和5年3月31日の間に実施する事業を対象とします。

※計画認定期間は令和4年度から令和6年度までの最大3年間とします。

※ただし、対象事業に係る支払いは令和5年3月31日までに実施されている必要があります。

7 募集期間

ア 地域連携PBL

第1次募集：令和4年7月28日（木）～令和4年8月2日（火）

第2次募集：令和4年8月3日（水）～令和4年8月31日（水）

第3次募集：令和4年11月14日（月）～ ※

イ 企業連携PBL

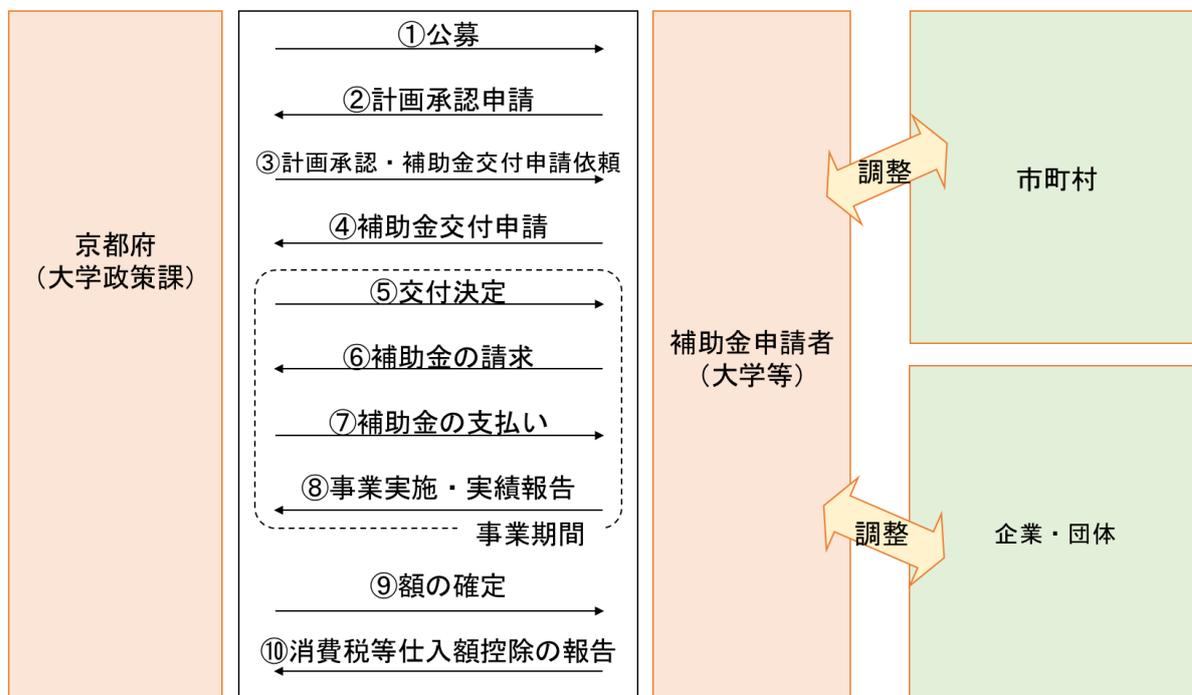
第1次募集：令和4年7月28日（木）～令和4年8月31日（水）

第2次募集：令和4年10月3日（月）～令和4年10月21日（金）

第3次募集：令和4年11月14日（月）～ ※

※予算の上限に達するまで募集します。（先着順審査）

8 事業の流れ



地域連携 PBL	一次募集	二次募集	三次募集
①公募	令和4年7月28日(木) ～8月2日(火)	令和4年8月3日(水) ～8月31日(水)	令和4年11月14日(月) ～予算の上限に達するまで
②計画承認申請	令和4年8月2日(火) まで(必着)	令和4年8月31日(水) まで(必着)	公募期間中随時受付 (先着順審査)
③計画承認・補助金 交付申請依頼	8月上旬頃	9月上旬	計画承認申請書受付後 2週間以内
④補助金交付申請	8月上旬頃まで	9月上旬頃まで	計画承認後2週間以内
⑤交付決定	8月上旬頃	9月中旬頃	補助金交付申請書受付後 2週間以内
⑥⑦補助金の請求・ 支払い(概算払)	8月下旬頃	9月下旬頃	交付決定後 2週間以内
⑧事業実施・実績報告	(事業実施) 令和5年3月31日まで (実績報告) 事業終了後30日以内又は令和5年4月10日のいずれか早い日		
⑨額の確定	令和5年5月頃		
⑩消費税等仕入額 控除の報告	事業完了後 消費税等仕入額控除が確定した後速やかに		

企業連携 PBL	一次募集	二次募集	三次募集
①公募	令和4年7月28日(木) ～8月31日(水)	令和4年10月3日(月) ～10月21日(金)	令和4年11月14日(月) ～予算の上限に達するまで
②計画承認申請	令和4年8月31日(水) まで(必着)	令和4年10月21日(金) まで(必着)	公募期間中随時受付 (先着順審査)
③計画承認・補助金 交付申請依頼	9月上旬頃	11月上旬頃	計画承認申請書受付後 2週間以内
④補助金交付申請	9月上旬頃まで	11月上旬頃まで	計画承認後2週間以内
⑤交付決定	9月下旬頃	11月下旬頃	補助金交付申請書受付後 2週間以内
⑥⑦補助金の請求・ 支払い(概算払)	10月上旬頃	12月上旬頃	交付決定後 2週間以内
⑧事業実施・実績報告	(事業実施) 令和5年3月31日まで (実績報告) 事業終了後30日以内又は令和5年4月10日のいずれか早い日		
⑨額の確定	令和5年5月頃		
⑩消費税等仕入額 控除の報告	事業完了後 消費税等仕入額控除が確定した後速やかに		

※三次募集(地域連携PBL・企業連携PBL)における③～⑦までの時期はあくまで目安となります。

9 提出書類等・問い合わせ先

(1) 計画承認申請

きょうと府内定着等推進事業費補助金交付要領（以下「補助金交付要領」という。）に定める以下の書類を作成し、郵送（必着）により提出してください。

- ① 計画承認申請書（別記第1号様式）
- ② 事業計画書（別紙1）※
- ③ 事業収支予算書（別紙2）

※「2 補助対象事業」に記載の地域連携PBLにおける子育て重点枠として本事業に申請されたい場合には、事業計画書（別紙1）における「事業名」欄の冒頭に【子育て重点枠】と記載願います。

(2) 補助金交付申請

計画承認後は、補助金交付要領に定める以下の書類を作成し、別に指定する日までに郵送（必着）により提出してください。申請された事業の実施に当たっては、交付決定後に概算払させていただきます。

なお、交付金の確定額が、概算払額を下回った場合は、過払分を返還いただくことになります。

- ① 補助金交付申請書（別記第2号様式）
- ② 事業計画書（別紙1）※
- ③ 事業収支予算書（別紙2）

※子育て重点枠の事業として計画承認された場合は、事業計画書（別紙1）における「事業名」の欄の冒頭に【子育て重点枠】と記載願います。

(3) 事前着手

やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合は、補助金交付要領に定める以下の書類を提出いただきます。

- 事前着手届（別記第3号様式）

(4) 事業変更承認申請

事業計画等を途中で変更する場合は、補助金交付要領に定める以下の書類を作成し、事前に承認を受けることが必要です。

ただし、軽微な変更については、承認は不要とします。

なお、補助対象経費が増額しても、補助金の増額は認められません。

- ① 事業変更承認申請書（別記第4号様式）
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 事業収支予算書（別紙2）

(5) 実績報告等

事業完了後は、補助金交付要領に定める以下の書類を作成し、郵送により提出してください。
なお、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、減額して報告してください。

- ① 事業実績報告書（別記第6号様式）
- ② 事業実績報告書（別紙1）※
- ③ 事業収支決算書（別紙2）
- ④ その他参考となる資料

※子育て重点枠の事業として実施された場合は、事業計画書（別紙1）における「事業名」欄の冒頭に【子育て重点枠】と記載願います。

提出された実績報告書の内容を審査の上、確定した交付額を文書により通知します。

(6) 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告

事業完了後、申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、補助金交付要領に定める以下の書類を作成し、郵送により提出してください。

- ① 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（別記第7号様式）
- ② 積算の内訳のわかる資料

(7) 申請書提出先・問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府文化スポーツ部大学政策課

TEL: 075-414-4526

FAX: 075-414-4187